

清和大学学術リポジトリ運用指針

令和8年1月15日
図書館委員会作成

(目的)

- 1 清和大学図書館（以下「本学図書館」という。）は、清和大学（以下「本学」という。）における研究教育活動の成果として作成された学術情報等（以下「学術情報等」という。）を収集し、清和大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に継続的に蓄積・保存し、学内外に発信・提供することにより、研究教育の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的として、清和大学学術リポジトリ運用指針（以下「本指針」という。）を定める。

(委員会)

- 2 リポジトリの管理運営に関する必要な事項を検討するために、本学の図書館委員会、法学会運営委員会、及び情報システム委員会から選抜された委員を構成員とする清和大学学術リポジトリ専門委員会を置く。

(リポジトリの管理運営)

- 3 リポジトリの管理運営は、本学図書館において次に掲げる事項について行うものとする。なお、事項(3)、(4)については、本学情報センターの支援の基に行うこととする。
 - (1) 登録システムのユーザ ID 及びパスワードを発行すること。
 - (2) 登録コンテンツの著作権に関する情報について、登録者が行う調査を支援すること。
 - (3) 登録コンテンツへのアクセス状況を把握すること。
 - (4) 登録コンテンツのアクセス件数情報等を開示すること。
 - (5) その他、リポジトリの管理運営に関する必要な事項に関すること。

(登録者)

- 4 リポジトリに学術情報等を登録できる者（以下「登録者」という。）は、本学に在籍する教員、または在籍したことのある教員、その他、本学図書館長が特に認めた者とする。

(登録)

- 5 登録者は、第1項の目的を理解した上で、リポジトリの登録システムを通じて、自らが作成し、または作成に関与した学術情報等を、別に定める登録申請手続きに基づき登録することができる。

(ユーザ ID 及びパスワードの取得)

- 6 前項の規定により、登録者は本学図書館へ登録を申請の上、登録システムのユーザ ID 及びパスワードの発行を受けるものとする。

(公開または非公開の設定)

- 7 登録者は、リポジトリに学術情報等を登録するに当たり、「公開または非公開」のいずれかの条件を付して登録することができる。学術情報等の公開は無償とする。

(登録対象)

- 8 リポジトリに登録することができる学術情報等は、下記に掲げる要件を満たすものとする。なお、下記の要件以外で新たに登録する必要がある学術情報等が生じた場合は、第2項に定める学術リポジトリ専門委員会が登録の是非を決定する。

- (1) 学術情報等の種別が、次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 本学における学術的な研究の成果（学術論文，研究データ等）
 - ② 本学における各種競争的研究費による研究の成果（学術論文，研究データ等）
 - ③ 本学が継続的に発行している研究論文等を掲載した紀要論文等
 - ④ その他，本学図書館長が特に認めたもの
- (2) 登録者が作成し，または作成に関与したものであること。
- (3) 公開に当たって，法令上，社会通念上，及び情報セキュリティ上，問題が生じないものであること。

(学術情報等の著作権)

- 9 学術情報等の著作権については，下記の通りとする。
 - (1) 登録者はリポジトリでの公開に際して，著作権法に定める複製権及び公衆送信権について，図書館に許諾を与えるものとする。
 - (2) 学術情報等の著作権は，リポジトリに登録された後も著作権者に留保される。
 - (3) 登録しようとする学術情報等に共著者がいる場合には，予め登録者がその共著者全員の利用許諾を得るものとする。
 - (4) 出版社等が著作権を有する学術情報等を登録する場合には，著作者である登録者がその利用許諾を得るものとする。
 - (5) 本学図書館は，リポジトリに登録された学術情報等の公開に際しては，これを利用する者に対し著作権法を遵守するよう周知する。

(登録された学術情報等の変更，改訂，及び削除)

- 10 登録された学術情報等の変更，改訂，及び削除については，下記の通り取り扱うものとする。
 - (1) 登録者は，第7項で付した学術情報等の公開または非公開の条件を，本学図書館に依頼して変更することができる。
 - (2) 登録者は，既に登録された学術情報等については，新しい版に改訂して登録することができる。旧版は登録者と本学図書館が協議の上，扱いを定めることができる。
 - (3) 登録された学術情報等の本文削除は，次の場合にのみ認めるものとする。
 - ① 登録者から内容の削除申請があり，第2項に定める専門委員会がこれを認めた場合
 - ② 公序良俗に反する場合，盗用・剽窃によることが明らかになった場合，または内容が著しく不適切である等の理由により，第2項に定める専門委員会が削除を決定した場合

(免責事項)

- 11 本学は，リポジトリへの学術情報等の登録，公開または利用によって生じたいかなる損害についても，一切その責任を負わないものとし，登録された学術情報等の内容に関する責任は，登録者が負うものとする。

(その他)

- 12 本指針に記載されていない事項については，必要に応じて，第2項が定める専門委員会が別途協議するものとする。

附 則

この指針は，令和8年1月15日から施行する。